

# 最新情報かわら版

味覚の秋、芸術の秋となり、ますます充実した日々をお過ごしのことと存じます。  
今回のかかわら版は、「年末調整の主な改正点」について中島が担当させていただきます。

## 年末調整の主な改正点

### (1) 基礎控除の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が 2,500 万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

(国税庁HPより)

### (2) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が 850 万円を超える所得者で、①所得者本人が特別障害者、②同一生計配偶者が特別障害者、③扶養親族が特別障害者、④扶養親族が年齢 23 歳未満（平成 10 年 1 月 2 日以後生）のいずれかに該当する場合に、給与の収入金額（その給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額（最高 15 万円）を、給与所得の金額から控除することとされました。

### (3) 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

上記(1)及び(2)の改正に伴い、それぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」※が新たに設けられ、年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

※ 「基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」については、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」となっています。

つまり、令和 2 年分の年末調整においては、次の書類の提出が必要になります。

- ① 扶養控除等（異動）申告書【必須】
- ② 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書【必須】
- ③ 給与所得者の保険料控除申告書【該当者】
- ④ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書【該当者】

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350